

# 千歳台小学校めばえの会規約

保存版

世 田 谷 区 立 千 歳 台 小 学 校

令和7年6月発行

# 世田谷区立千歳台小学校めばえの会規約

令和 7年 6月

## 第1章 名称

第1条 本会は世田谷区立千歳台小学校めばえの会（略称、めばえの会）と称し事務所を世田谷区立千歳台小学校内に置く。

所在地 〒157-0071 東京都世田谷区千歳台4丁目24-1  
設立年月日 昭和56年3月10日

## 第2章 目的

第2条 本会は下記諸項の遂行を目的とする。

1. 会員が一体となり、千歳台小学校（以下、「本校」という）児童の教育目標達成に協力する。
2. 家庭と学校及び地域の協力によって児童の健全な育成につとめる。
3. 会員相互の親睦をはかり、児童の教育に必要な教養を高める。

## 第3章 方針

第3条 本会は全員参加により目的を達成する。

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動し、学校の教育方針に沿うよう協力する。

第5条 本会は営利的・宗教的・政治的活動をする他のいかなる個人及び団体の支配や干渉を受けない。また学校の人事・経営に干渉しない。

第6条 本会は児童の健全な育成のため活動する他の諸団体や機関と協力する。

## 第4章 会員

第7条 本会の会員となる資格を有するものは、本校に在校する児童の保護者及び本校に勤務する教職員とする。

第8条 会員は本会の趣旨に賛同し入会した者であって会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 会計

第9条 本会の会計は、会費・事業収益及び寄付金でまかぬ。

第10条 会費は児童1人に付き月額200円とする。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第12条 第1項 本会は次の役員をおく。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3~7名（保護者2~6名、教師1名）
3. 書記 3~6名（保護者2~5名、教師1名）
4. 会計 3~6名（保護者2~5名、教師1名）

第2項 役員に任命された者は、次年度以降の役員選出について、永続的に免除権行使することができる。但し、任期中に役員を辞退した者はこの限りではない。

第3項 各委員会の執行部に任命された者は、次年度の役員選出について、免除権行使することができる

第4項 委員会、リーダーを4回経験した者は、次年度以降の役員選出について、免除権行使することができる。

第13条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄し、総会・運営委員会・役員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代わる。また書記・会計の仕事を助ける。
3. 書記は総会・運営委員会の通知及び議事の記録・保管を行い、その他必要ある場合は各種会合の通知並びに報告を行う。
4. 会計は本会の金銭の収支を正確に記録・保管し、総会において、予算・決算の報告をする。

第14条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。尚、保護者側役員の同一役職は3年を限度とする。

第15条 役員の選出は別に定める細則による。

## 第7章 総会

第16条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。

第17条 定期総会は年1回以上開催し、次の事項を議題とする。

1. 前年度の年間活動報告及び会計決算報告
2. 新年度役員の紹介
3. 新年度会計監査の紹介
4. 新年度の年間活動計画及び予算の審議・承認
5. 規約の改正
6. その他、運営委員会において総会に付すことを必要と認めた事項

第18条 臨時総会は必要に応じて開くことができる。

第19条 総会の進行と議決に必要な条件を次のように定める。

1. 議長・副議長・書記の選出は運営委員会によって行い、総会の承認を得る。
2. 定足数は委任状を含め全会員世帯数の3分の1以上とする。
3. 議決は出席者の過半数の同意を必要とする。但し、規約改正については出席者の3分の2の賛成を必要とする。

## 第8章 運営委員会

第20条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、本会の役員、学級代表委員、及び学級代表委員以外の常置委員会の代表者によって構成され、運営委員の2分の1以上（書面を含む）で成立する。

第21条 運営委員会は原則として毎月1回程度開くものとするが、開催頻度については役員会が調整することができる。

第22条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 役員並びに各委員会によって立案された事業計画の審議・承認
2. 新年度役員候補の紹介
3. 新年度会計監査の承認
4. 細則の改正
5. 総会に提出する議案の審議
6. その他重要事項及び緊急を要する事項の審議

第23条 議決は過半数の同意を必要とする。但し、細則改正に関しては運営委員の3分の2の賛成を必要とする。

## 第9章 組織

第24条 本会は目的の達成のため、学級めばえの会・役員会・常置委員会を設ける。また、必要に応じて特別委員会・リーダーを設けることができる。

第25条 学級めばえの会

1. 学級めばえの会は本会の基本組織であり、各学級の全会員をもって構成される。
2. 学級めばえの会は隨時開くものとする。
3. 学級めばえの会は新年度の学級めばえの会で各委員・リーダーの選出を行う。選出は別に定める細則による。
4. 学級めばえの会は各学級の要望あるいは意見等を、学級代表委員を通じ役員会・運営委員会に提出することができる。

第26条 役員会

1. 役員会は隨時開くものとする。
2. 必要に応じて各委員会・組織の代表者を加えることができる。但し、議決に参加できる者は役員のみとする。
3. 役員会は運営委員会に提出する議案の審議及び緊急を要する事項の審議を行う。

第27条 常置委員会

第1項 本会の日常活動を円滑に進めるため、4つの常置委員会を置く。

第2項 常置委員会の名称及び主な役割は次の通りとする。

1. 学級代表委員会  
学級を基礎とした、学級めばえの会の進行などの活動
2. 校外委員会  
児童の校外・地域活動及び交通安全に関する活動
3. 広報委員会  
広報誌の取材・作成・発行
4. 文化厚生委員会  
家庭教育学級の企画・開催

- 第28条 特別委員会、リーダーの名称・事業・構成は別に定める細則の通りとする。
- 第29条 本会の活動は天災及び不測の事態が発生した場合には、状況を踏まえ、学校長と協議のうえ、柔軟な対応ができるものとする。

## 第10章 会計監査

- 第30条 本会は会計監査2名（保護者）をおく。
- 第31条 監査の任務及び任期は以下の通りとする。
1. 会計を監査し、総会において会計監査の結果を報告する。
  2. 任期は1年とし、再任は妨げない。
- 第32条 会計監査の推薦・選出は別に定める細則による。

## 第11章 個人情報の取り扱い

- 第33条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守すると共に、個人情報保護法に従って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第12章 付則

- 第34条 本会の規約の改正は、総会の議決を必要とする。
- 第35条 本会の規約執行に関して必要な事項は、別に細則を定めることができる。  
細則の改正は、運営委員会の議決を必要とする。
- 第36条 本規約は、昭和56年3月10日より実施する。
- 昭和61年3月6日規約改正
- 昭和63年3月2日規約改正
- 平成2年3月1日規約改正
- 平成6年4月28日規約改正
- 平成13年5月18日規約改正
- 平成28年5月25日規約改正
- 平成30年2月10日規約改正

平成30年5月24日規約改正

令和2年9月25日規約改正

令和3年11月26日規約改正

令和4年10月6日規約改正

令和7年5月28日規約改正

# 世田谷区立千歳台小学校めばえの会細則

令和7年6月

## 第1章 会計

- 第1条 会費は年1回、原則、口座自動引き落としにて集金する。引き落とし期日に間に合わない場合、現金による支払いを受ける。転出家庭については希望があれば返金する。
- 第2条 在校月数の計算は、転入出月の10日以上の在校を1ヶ月とする。
- 第3条 各委員会活動費を受ける場合、会計担当者を決め、会計処理に責任を負う。
- 第4条 預金通帳・印鑑は会計が保管し、半期ごとに取引銀行より残高証明を受ける。
- 第5条 会計は、半期に一度会計監査を受け、役員会と運営委員会にて報告する。
- 第6条 慶弔については次のように定める。

### 1. 会員及び児童について

- ・ 死亡 香料 10,000円
- ・ 災害時見舞金・入院見舞金（児童に限る）は役員会で協議の上決定する。

### 2. 教職員（会員）について

- ・ 結婚 祝金 5,000円
- ・ 死亡 香料 10,000円
- ・ 死亡（教職員の配偶者及び一親等まで） 香料 5,000円
- ・ 転退職 勤続1年未満 記念品 2,000円
- 勤続1年以上3年未満 記念品 3,000円
- 勤続3年以上 記念品 5,000円

※但し、非会員の教職員・主事については以下のように定める。

- ・ 結婚 祝金 3,000円
- ・ 死亡 香料 5,000円
- ・ 転退職 勤続1年未満 記念品 1,000円
- 勤続1年以上 記念品 上限3,000円

3. その他必要と認められる事項については役員会で協議の上決定する。

4. 以上の内容について、適用した会員からの返礼はこれを受けない。

## 第2章 役員及び会計監査の選出

- 第7条 次年度役員候補の選出方法について、役員会・役員選考委員会にて検討し、運営委員会の承認を得ると共に、全会員への十分な周知に努める。
- 第8条 役員選考委員会は運営委員も含めた全会員の中から候補者を選出する。但し、役員選考委員は候補者となることはできない。
- 第9条 役員選考委員会は運営委員会において選出された役員候補の紹介を行い、新年度の総会において承認を求める。
- 第10条 会計監査の選出については、新年度の運営委員会において決定する。
- 第11条 任期中の役員及び会計監査欠員の場合は、次の通りとする。
1. 会長に欠員が生じたときは、副会長がこの任に当たる。任期は前任者の残任期間とする。
  2. 会長以外の役員、会計監査に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。但し、残任期間や任務分担の見直し等で補充の必要がないと運営委員会が判断した場合は補充しない。

## 第3章 組織

### 第12条 特別委員会・リーダー

- 第1項 本会は、特別委員会として、役員選考委員会、めばえまつり実行委員会、運動会実行委員会を設置する。また、各特別委員会の役割は次の通りである。
1. 役員選考委員会は、次年度の本会役員の選出に関する事業を担う。尚、役員選考委員会の代表2名（正副委員長を原則とする）は、議決権のない運営委員とする。
  2. めばえまつり実行委員会は、めばえまつりに関する事業を担う。尚、めばえまつり実行委員会の代表2名（正副委員長を原則とする）は、議決権のない運営委員とする。
  3. 運動会実行委員会は、運動会に関する必要業務を担う。尚、運動会実行委員会の代表2名（正副委員長を原則とする）は、議決権のない運営委員とする。

第2項 本会は、本会の各事業を行うために、参加カードのメンバーを招集す

ことができる。また、事業ごとに、参加カードメンバーへの連絡及び当日の指示等を行うために、リーダーを選出することができる。尚、参加カードを行う事業については、別途定める。

第3項 必要に応じて特別委員会・リーダーを選出することができる。

#### 第13条 地域班

1. 本会は、地域班を設置する。尚、本会の活動において居住地域を基礎としたものを地域班活動という。

## 第4章 委員及びリーダーの選出

第14条 第1項 委員及びリーダーの選出方法は、役員会・学級代表委員会にて検討し、運営委員会の承認を得ると共に、全会員への十分な周知に努める。

第2項 役員に任命された者は、各委員及びリーダーの選出について免除権を行使することができる。但し、任期中に役員を辞退した者はこの限りでない。

第3項 各委員及びリーダーに任命された者は、任期満了後から5年間、その履歴を保持することができる。

第4項 各委員会の委員長に任命された者は、次年度以降、永続的に委員長の免除権を行使することができる。

## 第5章 付則

第15条 本細則は、令和2年9月25日より実施する。

令和3年11月26日規約改正

令和5年5月31日規約改正

令和7年5月28日規約改正

